

令和 6 年 12 月 18 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

12月18日（最終日）

- 日程第1 議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
について
- 日程第2 議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見
書」の提出を求める請願
- 日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	藏	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平
総 務 部 長		大	岩	幹	治	総 務 課 長			坂	口	増	和
防 災 交 通 課 長		石	黒	俊	光	税 務 課 長			宮	地	利	佳
企 画 財 政 課 長		滝	本		功	建 設 経 済 部 長			田	中	直	之
建 設 課 長		山	本		剛	まちなみ環境課長			田	中	達	也

産業振興課長	奥川 広 康	水道課長	山下 哲 矢
厚生部長	相川 和 英	住民課長	山本 有 里
健康こども課長	鈴木 和 芳	教 育 長	高橋 篤
教 育 部 長	鈴木 淳 二	教 育 課 長	富田 和 彦
成長戦略室長	山本 剛 資	会計管理者 兼会計課長	内田 純 慈

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本 有 二	書	記	松本 満 砂
書	記	山下 英 将		

〔 開議 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る12月4日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、使用料の減免が適用される団体の想定はあるのか。答弁としまして、使用料の減免規定を作成中で、自主防災組織などを減免対象とする予定です。

質疑としまして、内海防災センターの駐車場利用に使用料はかかるか。答弁としまして、使用料はかかりません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第69号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

また、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育関係について。

質疑としまして、総合体育館清掃業務委託事業は、債務負担行為を行わなくてもよいのではないか。答弁としまして、年度当初より清掃業務を実施するに当たり、委託業者が変更となった場合、清掃用具等の準備期間が必要なため、債務負担行為としました。

次に、住民課関係について。

質疑としまして、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金はどのような目的で使われるのか。答弁としまして、後期高齢者の医療費です。

次に、福祉課関係について。

質疑としまして、障害者交通費扶助の補助割合はどれだけか。答弁としまして、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の方に、バス、船については運賃の2分の1、タクシーについては初乗り運賃を補助しております。

次に、健康こども課関係について。

質疑としまして、民間保育所運営費補助金の増額の主な要因は何か。答弁としまして、主な要因として、人事院勧告による給与改定分の増額及び物価高や児童数の減少による運営費補助額を増額するためです。

質疑としまして、新型コロナワクチン接種に係る負担金、補助金の返還が生じた主な要因は何か。答弁としまして、主な要因として、集団接種の実施回数を当初38回見込んでいたが、接種希望者の減少により18回にとどまったためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

議案第69号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、まちなみ環境課所管の海岸漂着物等地域対策推進事業と建設課所管の海岸施設災害復旧工事との区別はどのようなものか。答弁としまして、まちなみ環境課所管の海岸漂着物等地域対策推進事業は、地域の自主的な活動として、毎年4月から翌年2月までの期間、日常的に漂着するごみを回収、処理するものです。また、建設課所管の海岸施設災害復旧工事は、台風や大雨等が原因で大規模に漂着した流木等を迅速に撤去するために災害対応として実施するものです。

質疑としまして、海岸漂着物等地域対策推進事業で処理する漂着ごみ量は何トン程度

になるのか。また、どのようなものを処理するのか。答弁としまして、事業全体で年間約100トンの漂着ごみの回収、処理を行う予定をしています。また、流木をはじめ、ペットボトルや空き缶などのごみを回収、処理します。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、農業委員会活動費における委員報酬の増額分は、委員のこういった活動に対し支払われるのか。また、報酬は今回1回限りのものか。答弁としまして、この委員報酬は、農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など、農地利用の適正化に係る活動による成果実績に応じて支払われます。また、報酬は毎年度1回の支払いです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件に対する両委員長の報告は、可決であります。本件は、両委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第70号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、高額療養費が不足する見込みとのことですが、何人増えたのか。答弁としまして、高額療養費が世帯単位で計算するため、人数は把握していないが、高額療養費が不足する要因は、がんの治療で高額な医療を受けられる方が複数いたためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第71号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第71号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第72号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、債務負担行為について、業務委託の期間が令和7年度までとなっているが、この委託は7年度で終了なのか、答弁としまして、この債務負担行為に関わる業務委託は令和7年度で終了になります。

質疑としまして、南知多町のP F A Sの状況はどうなっているか。答弁としまして、P F A Sとは有機フッ素化合物のことですが、南知多町の水道水は全て県水から購入しているため、町独自で測定は行っていません。なお、国の暫定目標値は1リットル当たり50ナノグラム以下で、南知多町に供給している知多浄水場のP F A Sの測定結果は、1リットル当たり2ナノグラム以下となっており、その数値を参考としています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願に対し、各委員に意見を求めました。

意見としまして、今後、愛知県統一の国民健康保険の保険料にしていくなら、県として国民健康保険に対する制度的援助が必要であり、以前の補助に対する評価については大いに効果があったとの事業評価でも証明されていることから、国民健康保険を維持するためにも、愛知県独自の財政措置の強化を求める必要があるとの意見がありました。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願に対して紹介議員として賛成の立場から討論いたします。

2015年に国民健康保険法が改定され、2018年度から都道府県が市町村と共に国民健康保険の運営を行い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことになりました。国保の財政運営は、県が算定した納付金を各市町村は県へ支払います。県は納付金と国や県からの支出金から各市町村へ保険料給付費を交付する制度に大きく変わったのです。

保険料の額は市町村が決定しますが、県の役割が大きくなったことは変わりありません。県国保運営協議会の資料によれば、2023年度に国保料を引き上げた自治体は28自治

体で52%です。県の国保運営協議会でも委員から3年間で49市町村が国保料は引き上げていると指摘されております。

南知多町は、令和5年度に引き上げ、基本的に3年間は保険料の維持を堅持するとの方針であることを聞いています。頑張っしてほしいものです。しかし、南知多町が県で一番高い調定額であることは変わりありません。担当者にお聞きすると、2024年度の南知多町の調定額は、1世帯当たりでは28万9,461円、1人当たりでは15万8,740円で、県の平均を大きく超えています。また、調定額と別の県の納付金額がどんどん高くなっています。

愛知県国保運営協議会の資料によれば、2023年度の被保険者1人当たりへの県への納付金額は15万8,002円、県全体で前年度より1万3,186円重くなり、伸び率は109.1%です。2021年から2024年度までの3年で約3万円の22.6%も引き上げられております。市町村国保と県民の大きな負担となっています。

この3年間で3万円も引き上げられ、市町村が決める国保料は大幅な値上げを余儀なくされています。この原因は、愛知県が一般会計からの繰入れを削減してきたことが大きく影響しています。県が法定負担分に加えて助成していた法定外県単独補助金、最高で28億円、1997年度ですが、これを2013年度に廃止したことが大きく影響しています。

所得水準が低い、保険料負担が重いなど、国保の構造的問題を解決できるかが大きな課題となっています。しかしながら、愛知県は県独自にこれらの構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止しました。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で必要性が高い、休廃止の影響は大きいと評価されている事業です。また、それに加え、国・県は決算補填金を目的とした一般会計からの繰入れを削減・解消するように求め続けてきました。市町の国保会計を大きく圧迫しています。

南知多町も頑張っていますが、過去3,500万円あった繰入れを2,000万円まで削減せざるを得なくなっています。昨年もこの流れが続きました。県が昨年度に定めた第3期国保運営方針は、令和11年度までに給付金ベースの統一、すなわち、自治体ごとの医療費を全く考慮せずに国保適用人口と所得状況だけで各自治体の納付金を決定する旨を定め、完全統一、全県が同一の保険料税率できる環境を醸成するとしています。そのために、決算補填目的の一般会計繰入金を廃止する方針を打ち出しています。これでは、さらに南知多町をはじめ多くの自治体の国保料の値上げを招いてしまいます。

国保運営の都道府県化に伴い、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題の解消のために一層大きな責任と役割が求められます。愛知県は国に対しても国保の公費負担の増額を求めています。高い保険料で負担が重いと認識しているならば、国に負担を求めつつ、まず県として、あの28億円あった単独補助金を復活させ、市町村を応援すべきと考えます。

県は、国保料の値上げを食い止める独自の手だてを取る責任があります。私は、請願者の趣旨に大いに賛成するとともに、南知多町議会において、地方自治法第99条に基づき、愛知県知事に国民健康保険への愛知県独自の財政措置強化を求める意見書の提出を求める請願書を提出することに賛成するものです。

ぜひ、議員の皆さん方に賛同をお願いするものであります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第5号の件を採決いたします。

採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とする

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 9時56分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 藤 井 満 久

署 名 議 員 吉 原 一 治